

条件（全てを満たすこと）

条件	詳細
大洲市に住民票がある65歳以上。	大洲市に居住の実態が必要
入所する意思がある。	養護老人ホームを見学を必ず実施する。※住環境やルール把握のため
介護や医療行為を必要としない体である。	介護認定区分が非該当～要支援2の方が目安で、食事・排泄・着脱衣・入浴・移動・寝起きなどの日常生活動作が自立していることを指す。 自力の移動が困難な方は入所不可。（移動の際に息切れが多い、車イス等） 医療行為が必要な方は入所不可。（入院中、インスリン注射を自分で打てない、在宅酸素が必要、その他医師・看護師が行わないといけない治療等）
在宅において生活することが困難であると認められる状態。	家族や住居の状況など総合的に判断する。
本人の属する世帯が生活保護を受給、あるいは市民税の所得割課税がない。	預貯金等の資力を確認し、真に経済的困窮者か確認する。
身元引受人がいる。※親族に限る	入所者の身元引受として、入退所の協力・入院等の重要事項の同意など。

注意事項

★介護施設ではありません。

職員が介護行為を行いませんので、配膳・洗濯・掃除・入浴などを入所者の皆さまで行っていただきます。
介護施設や病院等で想像される見守りは行いません。

★養護老人ホームはやむを得ない方が入所する施設です。

民間施設の検討、家族の支援や介護サービスの利用などのあらゆる手段を用いても、生活が困難な方が入所する施設ですので、最初にあらゆる手段を用いたか聞取りをさせていただきます。

★退所となる場合があります。

生活ルールを守らない、問題行動がある、入所後に介護認定が要介護度3以上になる、約3ヶ月以上の長期入院が見込まれる等。

入所までの流れ

順番	内容	詳細
(1)	施設見学	施設の雰囲気やルールを知っていただくため、必ず施設の見学を行っていただきます。施設に電話等により事前予約をお願いします。※見学代無料
(2)	申請書類の提出	(1)の後で申請書類の説明を行います。提出先は大洲市役所高齢福祉課です。 ただし、面接等で入所可能かを確認するため、申請したからといって、必ず入所できるわけではありません。
(3)	書類審査	書類の準備はご家族等が準備なさっても大丈夫です。 ただし、本人の入所希望と身元引受人の確保は絶対条件です。面接の際にも伺いますのでご注意ください。
(4)	第1次面接	高齢福祉課が、入所希望をされている高齢者本人及び身元引受人に面接を行います。面接は、生活状況を知るためにご自宅で行います。 面接内容は、日ごろの生活状況や扶養関係など、一般的な面接です。身元引受人やご家族、ケアマネジャーさん等も、可能な限り同席してください。要介護1・2の方には、養護老人ホーム施設職員も面接に同行します。
(5)	入所判定委員会	面接結果を基に、各分野の専門家の方が審査します。
(6)	最終面接	施設の職員（施設長、相談員、看護師、支援員）が、面接に伺います。この時は、細かなこともお聞きします。 例…いつも飲んでいるお薬、過去のケガや病気、アレルギーなど。歩行状態や面接内容等を基にして総合的に入所の可否を判断されます。

負担費用

入所者本人

収入申告書を参考に、前年中の年金収入と支出等によって決まります。これには、部屋代・食事代・光熱水費等が含まれています。
※医療費・税金・介護サービス利用料の一部等は自己負担。

扶養義務者

民法規定される扶養義務者（配偶者、子、兄弟姉妹等）や、対象者を税法や健康保険の被扶養者としている場合、前年の所得税等により負担が発生します。